

令和5年 大東市教育委員会 2月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和5年2月6日（月） 午前10時00分～午前10時50分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎

4. 出席説明員（13名）

- ・教育総務部長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・学校教育政策部企画・教職員課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長参事 山本 和人
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・教育総務部教育総務課課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 3名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第4号
大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 3 教委議案第5号
大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例にかかる意見聴取について
- 日 程 第 4 教委議案第6号
令和5年度大東市立小学校及び中学校の管理職人事について
- 日 程 第 5 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第4号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和4年2月6日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正し、体育館冷暖房設備使用料を定めたことに伴い、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則により、体育館冷暖房設備使用料の還付及び減免に関して規定し、所要の改正を行うため。

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教委規則第 号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和62年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

第6条本文中「使用料」の次に「(条例別表第2に規定する夜間照明使用料を除く。)」を、「次」の次に「の各号（同表に規定する体育館冷暖房設備使用料にあつては、第2号を除く。）」を加え、同条ただし書を削り、同条第1号中「よつて」を「よって」に改める。

第7条第1項中「各号」の次に「(条例別表第2に規定する体育館冷暖房設備使用料にあつては、第2号及び第3号を除く。)」を加え、同条第3項中「あつた」を「あった」に改める。

様式第2号中「もつて」を「もって」に改める。

附 則

この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第29号）の施行の日から施行する。

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 委員会は、前条第1項の申請が<u>あつた</u>場合は、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、使用を許可する場合は、当該申請をした者に学校施設使用許可書(様式第2号)を交付するとともに、その旨を施設使用許可通知書(様式第3号)により学校長に通知するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、許可しない場合は、その理由を当該申請をした者に提示しなければならない。</p> <p>3 学校施設使用許可書の交付を受けた者は、施設を使用する際にこれを提示しなければならない。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第6条ただし書の規定による使用料(条例別表第2に規定する夜間照明使用料を除く。)の還付については、次の各号(同表に規定する体育館冷暖房設備使用料に</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 委員会は、前条第1項の申請が<u>あつた</u>場合は、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、使用を許可する場合は、当該申請をした者に学校施設使用許可書(様式第2号)を交付するとともに、その旨を施設使用許可通知書(様式第3号)により学校長に通知するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、許可しない場合は、その理由を当該申請をした者に提示しなければならない。</p> <p>3 学校施設使用許可書の交付を受けた者は、施設を使用する際にこれを提示しなければならない。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第6条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるとおりとする。<u>ただし、条例別表第2に掲げる使用料の還付については、これを使用しなかつた</u></p>

あつては、第2号を除く。)に定めるとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由によつて使用することができない場合 既納の使用料の10割
- (2) 使用者が次に掲げる日前に施設の使用の許可の取消しを申請した場合
 - ア 使用日前7日 既納の使用料の5割
 - イ 使用日前3日 既納の使用料の3割(使用料の減免)

第7条 委員会は、条例第7条の規定により、次の各号(条例別表第2に規定する体育館冷暖房設備使用料にあつては、第2号及び第3号を除く。)のいずれかに掲げる場合については、使用料を免除することができる。

- (1) 大東市又は委員会が主催する行事であるとき。
- (2) 自校のPTAによる活動であるとき。
- (3) 社会教育団体又はボランティアによる活動であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。

場合については、全額還付するものとする。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由によつて使用することができない場合 既納の使用料の10割
- (2) 使用者が次に掲げる日前に使用許可取消申請書を提出した場合
 - ア 使用日前7日 既納の使用料の5割
 - イ 使用日前3日 既納の使用料の3割(使用料の減免)

第7条 委員会は、条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに掲げる場合については、使用料を免除することができる。

- (1) 大東市又は委員会が主催する行事であるとき。
- (2) 自校のPTAによる活動であるとき。
- (3) 社会教育団体又はボランティアによる活動であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第5号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 委員会は、前2項の申請があつた場合において、使用料の減免を許可したときは、使用料減免許可書（様式第6号）を交付する。

第8条～第10条（略）

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第5号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 委員会は、前2項の申請があつた場合において、使用料の減免を許可したときは、使用料減免許可書（様式第6号）を交付する。

第8条～第10条（略）

様式第1号 (略)

様式第1号(第3項関係)

許可 第 号
年 月 日

学校施設使用許可書

申請者名	申請日	年 月 日
住 所	(区)	
責任者名		

大東市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

使用場所	大東市立	学校	運動場・教室・体育館
使用日時	年 月 日	年 時	から 年 時まで
使用目的			
使用人員			

使用許可条件

- この使用許可書は、常に携帯し、管理者の求めに応じていつでも提示すること。
- 使用権を他人に譲渡しないこと。
- 使用目的以外に使用しないこと。
- 施設及び附属設備その他器具備品等を器具管理等の注意を払って使用し、万一破損若しくは汚損又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその修繕を要すること。
- 公共施設であることを考え、他人に迷惑を及ぼすことのないよう注意すること。
- 指定の場所以外で火気の使用を禁むことを遵守しないこと。
- 喫煙し、すべて土足脱鞋のこと。
- 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例及び同施行規則の規定に違反したとき、管理者の指示に従わないときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。
- 使用料は、原則として徴収しません。
- 使用料金は、使用日の7日前までとする。
- 使用料金は、使用料については一切責任を負いません。
- 使用料金は、本来の使用目的に関する時間のほか、その準備及び事後整備に関する時間を含むものとする。
- 使用料は、使用時間の超過をすることを出発しない。

使用料徴収書
円
上記金額徴収しました。
年 月 日
徴 収 印

様式第3号～第6号 (略)

様式第1号 (略)

様式第1号(第3項関係)

許可 第 号
年 月 日

学校施設使用許可書

申請者名	申請日	年 月 日
住 所	(区)	
責任者名		

大東市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

使用場所	大東市立	学校	運動場・教室・体育館
使用日時	年 月 日	年 時	から 年 時まで
使用目的			
使用人員			

使用許可条件

- この使用許可書は、常に携帯し、管理者の求めに応じていつでも提示すること。
- 使用権を他人に譲渡しないこと。
- 使用目的以外に使用しないこと。
- 施設及び附属設備その他器具備品等を器具管理等の注意を払って使用し、万一破損若しくは汚損又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその修繕を要すること。
- 公共施設であることを考え、他人に迷惑を及ぼすことのないよう注意すること。
- 指定の場所以外で火気の使用を禁むことを遵守しないこと。
- 喫煙し、すべて土足脱鞋のこと。
- 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例及び同施行規則の規定に違反したとき、管理者の指示に従わないときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。
- 使用料は、原則として徴収しません。
- 使用料金は、使用日の7日前までとする。
- 使用料金は、使用料については一切責任を負いません。
- 使用料金は、本来の使用目的に関する時間のほか、その準備及び事後整備に関する時間を含むものとする。
- 使用料は、使用時間の超過をすることを出発しない。

使用料徴収書
円
上記金額徴収しました。
年 月 日
徴 収 印

様式第3号～第6号 (略)

8. 一般業務報告

1. 学校園における教育活動について

9. 会議録

水野教育長

それでは定刻になりましたので、開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告申し上げます。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から2月の教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴にお越しの皆様、朝早くからありがとうございます。暦の上では立春を過ぎ、春を迎えたとなっておりますけれども、まだまだ寒い日も続きますので、お体ご自愛の上、本市の教育行政にご理解ご協力よろしく願います。

それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、中野委員によりしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第4号 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

芦田次長

教委議案第4号「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」の一部改正につきましてご説明いたします。

今回の改正は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正し、体育館冷暖房設備使用料を定めたことに伴い、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則により、体育館冷暖房設備使用料の還付及び減免に関して規定するための所要の改正でございます。

それでは、主な改正箇所につきましてご説明させていただきますので、お配りしております「新旧対照表」をご覧ください。

条例施行規則第6条の本文中、1行目から2行目にかけての下線部の改正につきましては、本規則と「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則」に規定する夜間照明使用料の還付について統一表現とするために改めるものでございます。

次に、同条本文中の3行目から4行目にかけて、2つ目の下線部の改正につきましては、体育館冷暖房設備使用料の還付を定めるものでございます。

改正内容としては、体育館冷暖房設備使用料の還付については、第1号の規定は適用されますが、第2号の規定は除外する、ことを定めるものでございます。

次に、第7条第1項中の下線部の改正につきましては、体育館冷暖房設備使用料の減免について定めるものでございます。体育館冷暖房設備使用料は、適正な受益者負担の観点から、ガス代及び電気料金の一部を利用者の皆様にご負担いただきたいと考えております。

ただし、本市又は大東市教育委員会が使用する場合等は、使用料を免除することができることを規定しております。

また、今回の改正では、条文や様式の中の、旧式の「あつて」などの促音の表記を、大書きから小書きに改めております。

以上、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」の一部改正につきましてご説明させていただきました。

なにとぞご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

齊藤委員

体育館冷暖房設備使用料の料金はどのようになりますか。

芦田次長

料金については条例本文に定めており、1時間千円となっております。

水野教育長

現状ハード面の整備状況はどのようになっていますか。

芦田次長

現在先行する4校の中学校において、工事が完了しており試運転が可能な状態であります。本格稼働は3月中旬の卒業式辺りからを予定しています。

水野教育長

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第5号及び日程第4 教委議案第6号につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

水野教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いします。

【非公開】

それでは、ただ今から定例会を公開とします。

以上で本日の教委議案を終わります。

・・・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・

①学校園における教育活動について

⇒インフルエンザによる学年閉鎖や学級閉鎖が増えてきている。新型コロナについては、5月の感染症分類の変更を控えている状況です。卒園式卒業式については、合唱の際の距離の確保、マスクの着脱、国歌の静聴が大阪府教育庁から示されている。国や府からの新たな通知を示していく。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各教育委員から意見等について

- ・ 知の探索には、移動距離を増やすことが大切である。「可愛い子には旅をさせよ」という言葉のとおり、移動させてあげる環境作りが必要であると感じている。
- ・ 今年の大東市武者行列イベントにおける三好長慶公に住道中学校ネイソン先生が選ばれた。これを機に大東の歴史をもっと知っていただけたらと思う。
- ・ 日本の行事の移り変わりについて。
- ・ 校長室の必要性について。本来、校長は校長室で子ども達にとって本当に必要かをじっくり考えて一人で意思決定し、職員会議では方法論について皆で決めていくべきであると考えている。

以上をもちまして、2月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和5年3月27日

水野教育長

中野委員